

審議会等の会議結果報告

1 会議名	津市いじめ問題対策連絡協議会新委員委嘱式 第2回津市いじめ問題対策連絡協議会
2 開催日時	平成27年3月25日(水) 午後3時00分から午後4時30分まで
3 開催場所	津リージョンプラザ2階第1会議室
4 出席した者の名前	(津市いじめ問題対策連絡協議会委員) 藤枝律子、辻孝子、上島憲司、鈴木登志子、鷺尾尚史、松田あけみ、清水正哉、西村友明、内田孝、石盛裕規、前田良雄、青木弘志、原田浩伸、廣岡雅子、川合陽一郎 (事務局) 津市教育委員会 教育長 石川博之 津市教育委員会事務局 教育研究支援課長 土性孝充 人権教育課長 外岡博明 青少年センター所長 中谷初男 教育研究支援課主幹 伊庭正彦 教育研究支援課副主幹 青木 修、敷地哲也
5 内容	津市いじめ問題対策連絡協議会 新委員委嘱式 第2回津市いじめ問題対策連絡協議会 1 教育長挨拶 2 配付資料確認 3 協議事項 (1)津市立小中学校におけるいじめの状況 (2)川崎市の中学校1年生殺害事件から (3)その他 4 諸連絡
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	教育研究支援課 生徒指導・保健担当 電話番号 059-229-3293 E-mail 226-3164@city.tsu.lg.jp

津市いじめ問題対策連絡協議会新委員委嘱式

第2回津市いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

津市いじめ問題対策連絡協議会 新委員委嘱式

三重県警察津警察署 西村友明 生活安全課長

津私立保育園協議会 岩崎憲二 津カトリック保育園長（欠席）

第2回津市いじめ問題対策連絡協議会

1 教育長挨拶

（石川教育長）

教育長の石川でございます。今年度第2回の津市いじめ問題対策連絡協議会の開催に際しまして、ひとことご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、年度末の公私ともにたいへんご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。この「津市いじめ問題対策連絡協議会」は、学校だけでなく、津市のいじめ問題対策に関わる関係機関や関係団体等にお集まりいただき、何でも話ができる、顔の見える関係のネットワークづくりを行う重要な会議でございます。

さて、先日の川崎市の中学校1年生の殺害事件という衝撃的な事件がございました。不登校になっていた中学生が年上のグループと関わりを持つようになり危険な状況になっていたにもかかわらず、周囲の大人が救うことができませんでした。この事件は、直接いじめ問題と結びつくものではないかもしれませんが、もし津市で起こったらと、わが身に置きかえて、何ができたのか、何をすべきだったのか、危機意識を持って自分たちの機関や団体で問いなおすことは大事なことではないかと思えます。各機関のご意見、取組の状況等を情報交換させていただく中で、何か新たな気づきをいただいて、いじめの防止に向けた対策に取り組んでいきたいと考えています。

文部科学省の「連絡が取れない児童生徒」「校外の集団との関わりがあり被害の恐れがある児童生徒」を調べる緊急調査では、幸い津市には該当者がいませんでした。しかし、今後、心配な子どもが出てくる可能性はゼロ

ではございません。子どもに関わる危険な情報やSOSを素早くキャッチし、関係機関等が連携して、早期に対応する体制は極めて重要であると思えます。この事件に関しては、詳細がわからない中ではありますが、例えば各機関の大人たちが、もう一步踏み込んで、なぜ対応ができなかったのか、組織的な対応になっていたのか、欠席が続いた場合の対応はこれでよかったのか、子どもたちの中では早く情報が伝わるのに、大人にはどうして伝わる事がなかったのか等々、私たちにもたくさん考えさせられる課題がございます。今日は忌憚のないご意見をいただく中で、われわれの対応策も気を引き締め直して対応していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

2 配付資料確認

事務局より配付資料確認

3 協議事項

(1) 津市立小中学校におけるいじめの状況について

(青木会長)

まず、本日のこの会議につきまして、報道機関より取材の申し出がありますが、私といたしましては取材をお受けしたいと思えますが、皆様方ご異論はございませんでしょうか。それでは、報道の取材を許可したいと思います。

まず、最初に事項書の(1)の「津市立小中学校のいじめの状況について」事務局から提案をお願いします。

(事務局：土性教育研究支援課長)

お手元の「【資料2】津市立小中学校におけるいじめの状況について」をご覧くださいませようお願いいたします。

まず、平成25年度のいじめの報告件数でございますが、小学校からが117件、中学校からが46件で、合計163件でございます。今年度は2月末までの集計でございますが、小学校が平成25年度の2月末で114件に対して平成26年度は83件、中学校は平成25年度の2月末で44件に対して平成26年度は40件となっております。小中学校の合計では平成25年度が158件であったのに対し、平成26年度は123件となっております。

次に、津市教育委員会へ報告されました本年度の2月末までのいじめの態様についてご説明申し上げます。平成26年度2月末までに報告されま

したいじめの態様は、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるというものが45%でございます。平成25年度は57%ございました。仲間はずれ、集団による無視をされるというものが10%、平成25年度は14%ございました。主に言葉によるいじめが55%でございます。平成25年度は70%以上ございました。それに対して、わざとぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりするという暴力を伴うものが25%、ちなみに25年度につきましては17%ございました。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりするという持ち物に対するものが8%ございます。平成25年度は4%ございました。それ以外には、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりするというのが9%、平成25年度は6%でございます。また、ネットで誹謗中傷や嫌なことをされるというのが1%、平成25年度は2%、このような状況になっております。以上でございます。

(青木会長)

今の提案につきまして、何かご質問等ありましたらお願いします。

< 発言なし >

(藤枝副会長)

わかる範囲でよいですが、小学校の低学年、中学年、高学年で何か違いや傾向がありましたら、お聞きしたいと思います。

(事務局：伊庭)

小学校の1年生の場合では、隣の子が叩いてきた、ものを取っていった等、日常茶飯事で起こっています。それらの中で、いじめとしてまでカウントするものになりますと、数も限られてきます。報告された数字を見ていますと、低学年が多いとか、高学年が多いとか、学年によって差はなくあまり傾向性はないように思います。

(上島委員)

資料の「いじめの態様」で、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。」とありますが、危険なこととは気になるのですけど、具体的にはどのようなことでしょうか。

(事務局：伊庭)

これは、県の調査の項目に沿った形で集計されています。必ずしも今年度、危険なことがあったということではありません。そのくくりの中で集計しているだけで、自分の記憶の中では危険なことは思い当たるものはあ

りません。

(青木会長)

他にどうでしょうか。P T Aさんは、どうですか。

(原田委員)

報告数は学校数と大体同じくらいで各校1件程度で、認識からすると少ないようですが、この数字はどういう値として出ているのでしょうか。

(事務局：土性教育研究支援課長)

いじめとは、学校内で一定の人的関係にあるものから心理的又は物理的な影響を与える行為であって、心身の苦痛を感じているものであります。学校の中で客観的に様子を見ていて、この定義にあたるという時に報告されるものでございます。

(川合委員)

「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる」というのが、1%、2%と若干少ないように感じるのですが、最近のLINEであるとかのいじめが報道されていたりするのですが、そのあたりは実態と乖離はないのでしょうか。

(事務局：伊庭)

こちらの方でも少ないなと感じ、津市は少し遅れているのかなと思うこともありますが、実際には、いじめとしての報告まで行かないうちに、子どもたちの中で処理ができてしまっているものも多いと思います。今後は、この部分も増えてくるのかなと予想としては持っているところです。

(事務局：土性教育研究支援課長)

この点につきましては、津市では小学4年生以上と中学生全員を対象として、携帯電話、スマートフォンの所有率を調査いたしました。その結果としては小学生43.6%、中学生69.5%が、所有していることがわかりました。県の抽出調査によりますと、小学生が39.9%、中学生は60.9%ですので、県内でも津市は所有率が高いことがわかってきました。学校では原則禁止のところが多いですので、教員からすると見えにくい部分になっていきますが、気をつけなければならないところかなと思っております。

(青木会長)

当初、この会議ではいじめの件数の数字にはこだわらない、多いからいじめの状況が悪いとは考えずに、いじめ対策に活かしていこうという趣旨で、数字をあげていこうと確認しあったわけですが、今回、数字が若干減

少ししていますが、どのようにお考えでしょうか。

(石川教育長)

極端なことを言いますと、小学1年生の子どもは、テレビで前日にいじめの話を見ると、調査にチェックしてしまう可能性があります。高学年は、実際にいじめであっても、ここにはチェックをしない可能性が十分考えられます。こちらとしては、この数字が増えた減ったで一喜一憂せずに、普段いちばん気にかけているのは、情報がちゃんと入ってくるかということです。どんなに気をつけていても、現場ではいじめと呼べない事案につきましても、その先どうなるかを考えると細心の注意を持って見ていかなければなりません。そういう意味でこのデータを見ているというのが現状でございます。

(青木会長)

「一喜一憂しない、数字は数字として受け止めていく。」というご発言だと思います。

他に何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

ちなみに西村委員、こういう数字をご覧になってお考えはございませんでしょうか。

(西村委員)

子どもへのアンケートを基に出した数字ということですね。事務局からも説明があったように、低年齢の子どもは他からの影響が大きく、あくまでも参考としてとらえるべき数字として理解させていただきました。

(青木会長)

他に、関係機関の方々いかがでしょうか。

清水委員、特につかんでみえる部分はございませんか。

(清水委員)

報告があって、どのように対応・対処されたかを把握していただき、今後に役立てていただければと思います。

(事務局：土性教育研究支援課長)

先ほど報告させていただきました今年度のいじめにつきまして、その後も続いているのかどうか、あるいは解消したのかどうかについては把握しておりまして、中学校で1件だけまだ解消できておりません。それ以外のものにつきましては、今もいじめられているという状態が続いているということとはございません。

(青木会長)

他にございませんか。

教育長からもありましたように、「一喜一憂しない、数字は数字として受け止めていく。」ということ、そして「現場と連携して解決に向けて取り組んでいく。」「その後も報告を求めてきちんと処理をしていく。」という説明をいただきました。よろしいでしょうか。

(2) 川崎市の中学校1年生殺害事件から

(青木会長)

それでは、次に川崎市の事件につきまして事務局から提案をお願いします。

(事務局：土性教育研究支援課長)

マスコミでも大きく取り上げられ、皆様も関心をお持ちのことであると思います。このことが直接いじめの防止につながっていくものではないかもしれませんが、どうして周囲の大人がもう一步踏み出せなかったのか、また私たちの立場に置き換えてみた場合、いろいろと考えさせられる部分がございます。今回の事件に関して、私たちが事実を正確に把握しているというわけではございませんが、それぞれの関係機関・関係団体が何ができるのかということについて意見を交換することで、それぞれの機関の役割を改めて確認していただくとともに、危機意識の醸成につなげていただければと、この時間を設定させていただきました。

この協議で何かの結論を導き出すものではございませんが、今後の私たちの連携強化といういじめ防止対策の推進のために、活発な協議をお願いしたいと思います。

(青木会長)

何か質問があればお願いしたいと思います。

津市においても全く起こらないという保証があるわけではなく、報道でつかんでいる事実に基づいて、津市において起こってはいけない事態が起こらないようにというのが私どもの趣旨でございますので、皆様のご意見をお願いしたいと思います。

(藤枝副会長)

大人がどうして一步が踏み出せなかったかということ、結局大人にまで情報がいつてなかったということだと思います。子どもたちの中で広がって

いる情報をどのようにつかんでいくとよいかを現場の方に教えていただきたいと思います。子どもたちの中だけで回っている情報、特にLINE等で回っている情報をどのようにつかめばいいか、教えていただければと思います。

(事務局：土性教育研究支援課長)

生徒指導の観点からは、子どもが学校を休むようなことがあった時には、家庭と連絡を取ったり家庭訪問をしたりして、たとえ1日であっても欠席理由を把握するという事は、津市内の学校では当たり前のこととして機能しているはずでございます。今回の報道のようにかなりの期間登校しておらず、電話の連絡も取れないという状況を放置しないということが大事であると思います。家庭や親の職場に出向く等、いろいろな方法がございますが、子どもの状況をつかむということが初動として大切であると考えております。

(事務局：外岡人権教育課長)

子どもの中にどういう情報があるのかをつかむことは、毎日教室で接している教師にとっても非常に難しい部分であると思います。子どもたちの中にいじめ・差別を許さない空気をどのように落としていくかという人権教育の部分と、子どもたちの情報が教師にまで届く子どもと教師の信頼関係をどのように構築していくかということが大事であると思っています。先般報道がありましたイスラム国について、津市にも外国につながる子どもがたくさんいる中、報道によってイスラム教を信仰する子どもがプレッシャーを受けていないかどうか、各校に調査をかけさせていただきました。その中で1件、からかいの事案がありました。その学校の管理職をはじめ教職員は、市内の関係施設に出向き、保護者とも話をして様々なことを知り、自分の言葉で子どもたちに語っていきました。日々の教育活動の中で子どもの小さな動きに目をとめ、こだわっていくということに津市内の小中学校、幼稚園の教職員は取り組んでいると思います。

(藤枝副会長)

先ほどの説明の中で、子どもたちのケータイの所持率が高いということでしたが、先生方は子どもたちのケータイの番号はご存知なのでしょうか。

(事務局：土性教育研究支援課長)

子どもたちのケータイの番号については、学校がそこまで把握していることは考えられないと思います。保護者のケータイの番号を聞くということは

ありますが、子どものケータイに直接先生が連絡を取るということは好ましいことではありませんし、ほとんどされていないと思います。

(青木会長)

他に何かございませんか。

(教育長)

川崎の事件だけでなく大津の事件の判決も出ました。話を進めていくと、どうして何でも話せる関係ができなかったのかという話になります。確かにそういう関係ができていれば連携が進むわけではありますが、そんなに簡単なものではございません。

道徳教育や人権教育は学習指導要領の中で推進されており、津市は比較的人権教育に力を入れているところがございます。人権教育の中身というのは、「みんな一緒ね。」「友達とどうやってつながるの。」というのが中心かと思います。具体的ないじめの対応策を推進する一方で、道徳教育や人権教育をしっかり進めるのがとても大事であると考えております。

人間関係はそう簡単にできるものではありません。これからベースとして構築していかなければ、うまい改善策が見つからないと思いますのでしっかり取り組んでいく必要があると感じているところでございます。

(青木会長)

津市内の先生方は皆さんそうであると思いますが、まめに家庭に連絡を取り、連絡が取れなければ家庭訪問をしてと、何かあれば動いていただいているという事例を耳にしております。そのような中で、昨年から校内にいじめ対策の組織が設置されていると思いますが、日常的な先生方の気になる子どもたちの情報がお互いに共有が図られているのか、そのあたりはどのように認識されているのでしょうか。

(事務局：土性教育研究支援課長)

各学校でいじめ防止の方針を策定し、組織を立ち上げたわけですので、これまで以上によりきちんと組織化されて、意識が高まってきていると考えております。法律ができる前に比べると、国の定めるいじめの定義に従っていじめを認知する学校の力は高まっていると考えております。

(青木会長)

各学校にいじめ防止のための組織があるわけですが、その構成メンバーはどのようになっているのでしょうか。

(事務局：土性教育研究支援課長)

日常的には学校の職員とスクールカウンセラーの方に入ってもらっています。ただ、必要に応じて地域の警察等との連携もあり得ると思います。

(石川教育長)

学校の中にはそういった組織があるわけですが、学校には生徒指導の担当の教員がおり、その教員が中心となって課題があれば議論をしているわけですが。また、中学校では各校の生徒指導担当者が月に1回集まって、情報交換を行う場を設けております。そこには、関係機関の方々にもご参加いただき情報共有を図っております。そのような形で地域・関係機関とも連携を図っております。

(青木会長)

学校だけで処理できる時代ではないので、学校が周りに対して情報の共有化を図り、学校から協力体制を要請していくことが大事であると思います。

また、校外における子どもたちの人間関係についてですが、どのような形で指導をしておられるのでしょうか。

(川合委員)

ある中学校区では、駐在所員、小中のPTAの方、管理職、生徒指導担当者、地域の自治会の代表の方が定期的に集まって、情報共有をしているところもあります。

(事務局：中谷青少年センター所長)

青少年センターは生涯学習課に属しておりますので、義務教育を卒業した子どもたちも対象にしております。今回の川崎の事件も、家族には自分の状況を話せなかったという報道がなされているところです。青少年センターは相談事業をしております。昨年よりも相談件数は少し減っておりますが、保護者の方やおじいさん、おばあさんからの相談が今年は目立ってきております。状況を聞かせていただく中で、学校名を聞かせていただくこともありますし、最後まで学校名は出さずに相談される方もいらっしゃいます。具体的な学校名があれば、教育研究支援課の生徒指導担当とその学校へも連絡をして情報を共有し、事件に発展していかないように連携をとるようにしています。具体的に校区が分からないような場合にも、相手に継続して連絡をいただくようお願いをするとともに、教育研究支援課の生徒指導担当と情報を共有するようにしております。

(事務局：外岡人権教育課長)

校外の人間関係をどう作るかということについて、人権教育の関係では、市内の中学生60名ほどを集めて、10月に中学生人権フォーラムを開催しました。30名ほどの青年や高校生たちが、それぞれの地域や職場、学校でどのように人間関係を作ってきたのかを子どもたちに話し、中学生はそれを聞いて自分の周りの人間関係について学ぶ機会となっています。学校の枠を超えた校外のプラスの人間関係づくりも人権教育では進めていきたいと思っています。

(青木会長)

ご意見はいかがでしょうか。

(廣岡委員)

川崎の事件でも気になることですが、被害者だけでなく加害者も救えるシステムがなかったんじゃないかと思います。低年齢のうちから規範意識を育てていくことに力を入れて教育していく必要があると思います。ただ、社会が変わってきて児童の相対的貧困率もかなり高くなってきておりますし、子どもが育つ過程で家族もどんどん変化していきます。健やかに育つ環境とはほど遠い環境にいる子どもたちに特に手厚く支援する社会のシステムをどう作っていけばいいかを考えます。

(教育長)

津市には準援護といった支援の必要な方がかなりの数いらっしゃいます。実は平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されます。一部ではございますが、その中に学習支援というものがございます。教育委員会だけで家庭まで支えるのには無理があり、市役所の中で関係機関と連携していかなければ難しくなっております。しっかり連携を図っていかなければならないと感じております。

特別支援の関係では、新しく「つうぼっぼ」という発達障害の関係の施設ができます。特別支援の非常に大きな課題についても連携を図っていくとか、いかに他の行政部門との連携を図っていくかが大きなテーマであろうかと思っております。

先ほどの青少年センターの補足ですが、青少年センターには8人の相談員がおります。この中に、一人だけ警察のOBの方に入っております。その8人の相談員が補導にまわる時に、平成26年度からは学校の中に入り込んで連携を持つようにしております。このように青少年セン

ターと警察のOBの方、学校という少し枠組みの広い対応をしていく必要があると考えます。

今回の川崎の事件で1番気になるのは、組織的な対応ができたかどうかです。例えば、担任が気になることがあった時、一歩先に踏み出せるかどうかという時に、一人ではなかなか勇気が出せない、そういう状況になった時に、日頃から組織で対応することができていれば、いろいろな人の力を借りながら一歩を踏み出すことができると考えると、組織力をどう作っていくかというのがとても大事であると感じます。

教育委員会事務局の中には3人の生徒指導担当がおり、チームを作っております。何かあればすぐに外へ出て行って、草の根的に広げていくのが一つの手段かと思い、その都度取り組んでいます。

(青木会長)

あと気になるのが不登校の問題です。現状としてはどのように考えておられますか。

(事務局：土性教育研究支援課長)

不登校ですが、津市として独自の取組がございますので紹介をさせていただきます。不登校傾向の児童生徒の調査というものがございます。

実は、国の不登校の定義によると、年度内に30日欠席した場合に不登校になるわけですが、はっきり言ってそこまでいってから対応しているのでは遅いので、津市では不登校傾向のある児童生徒をまず把握する必要があるということで、毎月、月に5日以上欠席がある児童生徒について、必ず文書で報告をしてもらっています。津市には教育支援センターといたしまして、不登校の子どもたちが通う施設が2か所ございます。その指導者が報告のあった学校へ出向いて子どもを実際に見たり、現場の教員から状況を聞き取ってアドバイスをしたりしています。そういった出来るだけ早期の対応ができるように心がけております。不登校は、小中で比較しますと、中学校1年生で多くなるという傾向は今も依然としてございます。

(廣岡委員)

不登校の生徒といっても一人ひとり事情が全然違いまして、必ずしも危ないというわけではないですし、学校の枠組みにはまりにくい子どもさんがいて、ちゃんと自立される方もいますし、心配な方もいます。一言では言えないですが、ただ、不登校の傾向のある生徒の情報をつかむことはとても大事なことだと思います。

(青木会長)

なかなか本人に会えない、そこに至るまでに担任はいろいろな苦勞をします。今回の川崎の事件もなかなか本人に会えないという事象でもあるわけですが、津市としては不登校になる一歩手前で学校訪問をしているというのを聞かせてもらいました。

(藤枝副会長)

不登校の話では、大学生でも今は出てこられない子がいます。いじめとかではなく、人とのコミュニケーションがうまく取れないとかで、不登校だったらこういう対策があるというのはなかなか難しいです。この川崎の子は、写真を見ている限り明るくて元気そうで、もう少しうまく働きかければ出てこれたんじゃないかと思えます。

(青木会長)

現在進行中の事件であるだけに見えてこない部分が多いですが、現象的には不登校、あるいは有職少年との人間関係、学校・家庭における居場所等々の問題があるかと思えます。

(藤枝副会長)

あと気になることとして、加害者の家も被害者の家も地域で孤立していたのではないのかと思えます。子どもだけでなく、家庭を地域でどう支えていくのが難しいような気がします。学校として、地域としてどのようなことができるのかを聞かせていただきたいと思えます。

(事務局：土性教育研究支援課長)

津市の場合、すべての学校に地域連携を担っていただくコーディネーターが存在する形になっています。現場では、地域の方から「どここのだれだれが泣きながら歩いていたよ。」という声を届けていただくことが実際にございます。また、見守り隊の方がかなりの人数みえて、日々の登下校の様子をよく見ていただいております。普段と違う子どもの様子を細かく学校へ報告いただくことがあります。そのことで担任から子どもに話ができて、問題に発展する前に対応できたという事例がございます。地域が感じとった情報が学校へすぐに入るといった関係が非常に重要であると感じております。

(青木会長)

他に何かございませんか。就学前に関わる先生方何かございませんか。

(鈴木委員)

小さい子どもたちも、保護者さんと一緒に幼稚園に通っているわけですが、いつも会う地域のおじいちゃん、あばあちゃんとのつながりの中で声かけをしていただき、地域の方にも見守っていただいていること、ありがたいと思っております。

先ほどから、小さいうちからの規範意識についての話がありましたが、幼稚園でも、子どもたちが気付いたことをすぐに言葉にしてしまうことで特定の子どもが仲間外れにならないように「こういういいところもあるよね」と、子ども同士をつなげる努力をしています。また、家庭の中に原因があることもあり、担任から保護者への連絡もします。さらに、児相や保健センターとも連絡を取り合いながら、子どもや家庭を支援していけるように、子どもたちの一言を見逃さないようにしています。最近では、保護者さん同士の問題もあり、保護者さん同士もつながっていけるような取組を進めています。

(上島委員)

毎月の私立幼稚園の園長会ではそういった特別な問題はあまり出てこないです。

(辻委員)

保育園では、地域との連携でおじいちゃんおばあちゃんをお招きしているような行事に参加していただき、なるべく地域との関わりを持ちたいと思いつながりながら様々な取組を行っています。また、気になることは情報交換を職員同士で行って連携を図っています。

(青木会長)

地域社会との絡みの中で、津市教育委員会が強調されているのは小中連携という形で、津市内において中学校区ごとにコミュニティ作りがなされていますが、これについて教育長どうですか。

(教育長)

小中連携は積極的に取り組んでいるところでございます。非常に大事だと思っておりますが、あくまでも手法でございます。先頃法案が提出されてきて、2016年度からは義務教育学校、小中一貫の一体校が出来上がることになると思います。新しい義務教育学校は多分6年3年という区切りなしに教育を展開することが出来るということだと思います。

発言の機会をいただきましたので、一つ悩みを申し上げますと、先ほど

の地域連携についてですが、今から二十数年前平成元年に、初めてゴールドプラン高齢者福祉施策が本格的に進んだ時、世の中では、ホームヘルパーを派遣すると決まった時、困っているお年寄りの中には、来てもらうのだから部屋の掃除をしなければならない、でも不自由な体で部屋の掃除が出来ないからヘルパーさんを頼めないと言った方が多かったです。そのためヘルパーさんだということを当時は受け入れられなかったのです。

今、地域の中で何が起きているかという、学校を中心とした組織と保護者との連携は比較的良いが、地域だけ単体で見たときに、子どもを中心にしてそこに違う方が入ることに非常に抵抗感があるのが現状であります。民生児童委員と協議するとこれが必ず問題になってきます。高齢者の場合は訪問を今でこそ受け入れやすくなっていますが、「子ども」が主語になると現場では難しいことがたくさんあります。今すぐどうすることも出来ないと思いますが、このような会議を通して、また様々な場で子どもを核にした地域の広がりというものを、それぞれの役割の中で少しずつアピールしながら広めていかないと難しいのかなと思います。

(青木会長)

小中一貫の流れの中で、特にこの2、3年、地域社会で中学校区ごとに学校と地域のいろんな関係団体が一同に会して、主にいじめ問題を中心とした問題に取り組む組織が立ち上がっていますが、このことについてどうですか。

(事務局：外岡人権教育課長)

各中学校区ごとに地域ネットワークを作っていこう、地域ぐるみで子どもを育てていこう、というのが今、社会教育の方面での人権教育の視点として進めているところです。各地域には学校のため、子どものため、地域のために活躍している様々な組織や団体があります。地域と連携する際、地域から「もっと頼ってくれたらいいのに。」と聞かせていただくわけですが、学校としては守秘義務などの壁があり、子どもの個人情報や全てを公開しきれない部分があります。地域同士でお互いを知り、公開できないことなどの壁を越えて連携できるような仕掛けが必要であると考えています。

人権ネット、地域ネットの中で、子どものため、人権教育という視点で人権フォーラムやフェスティバルを地域で作りながら、地域同士の連携を進めていくことも各中学校区で取り組んでいるという状況です。

(青木会長)

川崎の事象から学ぶとするならば、地域をあげて子どもを救うことが出来なかったという事実をもとに、いろいろな議論が必要であると思います。それと合わせて、学校の先生は学校の先生としての立場で子どもの訴えをつかまなければ前に進まないだろうし、それに対して、学校の先生を支援するような形でスクールカウンセラーの方々の役割も非常に大事になってくると思います。川崎の事件を受けてカウンセラーの立場ではどうですか。

(廣岡委員)

まず一つは、被害を受けた子どもは川崎に引っ越す前は楽しい生活を送っていたようで、環境の変化が大きいですね。転校後、学校の中に自分の居場所をつくれなかった、そして家庭外に居場所を見つけてしまった、でも加害者から逃げたがっていたということですが、やはり家庭と学校が子どもの居場所になるべきです。安全で安心できる場所に子どもは居たがるので、その環境を周りがどうつくってあげられるかということが大事であると思います。

それと、加害者の少年がどうしてあそこまでの行為に及んだのかが気になってしまいます。その少年の育ちは明らかになってないですが、その加害者自身も居場所がなかった、年下の子どもに絡むことで自分の存在感を感じていたと、寂しくなるようなことですので、ひとりひとりが安心できる場所、安全な場所を持っているということ、そのために大人である我々がどんなシステムを作りどんな環境を用意できるか、各家庭にもどのようにアプローチ出来るかということが大事なんだと思います。

(青木会長)

このことはこの協議会の中で議論をしながら、実践的に何が具体化できるのかを事務局で考えていただくことになろうかと思います。他にどうでしょうか。

(石盛委員)

先般の会議の際、津人権擁護委員協議会の前田委員から、人権擁護委員の活動について口頭で話がありました。今回パンフレットをお持ちしましたので、参照いただけるとありがたいと思います。

人権擁護委員は、「あなたの街の相談パートナー」というキャッチフレーズになっております。おもな取組は、人権相談として法務局で面接や電話相談を受けております。子どもの人権110番という子ども専用の相談電

話が設置され、無料で全国共通の番号となっておりまして、子どもまたは保護者からの相談を受けております。さらに子どもの人権 SOS ミニレターという取組を行っております。これは全国の小中学生に SOS ミニレターを配付し、学校の先生などに相談できない悩み事を書いてもらいポストへ投函すると、人権擁護委員がそれに対して返事を書くという仕組みになっております。電話相談と違い、手紙のやり取りを重ねることで子どもの悩みを掘り起こしていくことが可能な取組になっております。

人権擁護委員が行っている啓発活動については、人権の花運動や全国中学生人権作文コンテストなどがあり、学校の協力のもと津市内の学校から多くの作文の応募をいただいております。また、小中学校で人権擁護委員が人権教室を行い、啓発活動も行っております。

先ほども、各機関の連携を図るということが取り上げられていましたが、法務局・人権擁護委員はこのような活動をしておりますので、是非啓発活動でも学校に入りこませていただき、取り組ませていただければと思っております。

(青木会長)

他にご意見はございませんか。

(前田委員)

実際は、子どもたちと人権擁護委員が直接つながる機会はなかなかございません。先ほどの SOS ミニレターは、小中学校で児童生徒に配付していただき、子どもが親や先生・友人に話しづらいときに書いて送ってもらうものです。11月中旬から下旬に配付していただき、12月が一番たくさんレターが届く時期となっております。しかし今年は大変少なかったです。以前は6人から7人の委員で対応するのに、一人当たり6～7件の返事を書かせていただいておりますが、今年は3件、小学生1人、中学生2人でした。事務局に問い合わせたところ、1月上旬くらいを最後に届いていないということでした。会議の冒頭で市内のいじめ件数が数字上ではあるが減少しているとありましたけれども、レターの方も昨年に比べ大変少なくなっております。国の法律も決まり、市も条例化し、学校現場でも取組が進み、その成果が出たのではないかと思います。数字だけで一喜一憂する必要はないですが、方向的には学校あげて取組をすすめていることが反映されてきているのではないだろうかと思っております。

本来であれば、家庭や学校が子どもたちの安住の場所になり、悩み事が

あれば相談する一番身近な存在であると思うのですが、私どもに手紙を送るということは家庭や学校とうまくつながっていない子どもだと考えますと、先ほどから提案がありましたように学校現場ではいろいろ取り組んでいただき、つながりを重視していただいているのかと思います。担任だけでなく学校全体で、生徒指導委員会などを通し、子どもや保護者とのつながりを、人権教育も含めて連携して取り組むことで、少しずつ成果が出てきているのかと思わせていただきました。

また、地域での子どもたちですが、私も散歩中に登校中の子どもたちとよく会います。子どもたちは挨拶をよくしてくれます。そのような中、昨年一時期、ある子どもに挨拶をしても返事がかえってこない時期がありました。心配になり学校の先生にそのことを伝えると、クラスの中で少し何かあったようでした。このように、普段から近所のお年寄りや地域の方と子どもたちとのふれあいも大切だと感じました。

(青木会長)

本日は、みんなでこの川崎の事件の共有化をはかりながら、津市のいじめ問題対策連絡協議会としてこれからどうしていくのか、いじめは最大の人権侵害であるという立場に立ち、あらゆる子どもたちの生活を守っていく、そのためにどうすべきかということこれから協議をしていくことを確認できました。継続中の事件でもあり具体的なことは出ませんでした。我々としては川崎市のような事象が起こらないように、それぞれがいろんな立場で関わっていかなければならないということになるかと思えます。

特に冒頭、教育長が言われましたけれども、子どもの叫びをいかに掴むか、それに対して組織的にどういう形で解決を図っていくのか、さらに学校だけではなく地域社会・関係団体と合わせて、いろんな取組が紹介されましたけれども、今後も各組織が個々の対応ではなく、このような協議会を通してそれぞれの機関で取り組んでいる情報の共有化を図りながら子どもたちを守っていく、という方向性を確認するくらいが今日の協議の結論になるかと思っております。みなさまの意見の集約には至らず申し訳なく思いますが、本日は結論は出さないということでございます。これからみんなで地道な取組をやっていければいいのかなと思っております。協議のほうはこのあたりで終わらせていただこうと思っております。事務局のほうでよろしく申し上げます。

4 諸連絡

(事務局)

ありがとうございました。

委員の皆様の中に書類の提出をお願いしました方がいらっしゃるかと思
います。その方は事務局まで提出をお願いいたします。連絡については以
上でございます。これで終わらせていただきます。